

開発許可等手数料（令和6年4月1日申請受付から）

区分	手数料の額	
法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく開発行為の許可 （開発行為許可申請手数料）	（1）主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合にあっては、開発区域の面積に応じ次の額	
	R6年4月1日以降は右の額	
	0.1ha 未満	10,000 円 ⇒ 8,800 円
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	22,000 円 ⇒ 同左
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	45,000 円 ⇒ 43,000 円
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	90,000 円 ⇒ 86,000 円
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	130,000 円 ⇒ 同左
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	180,000 円 ⇒ 171,000 円
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	220,000 円 ⇒ 同左
	10.0ha 以上	310,000 円 ⇒ 同左
	（2）主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合にあっては、開発区域の面積に応じ次の額	
	0.1ha 未満	13,000 円 ⇒ 同左
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	31,000 円 ⇒ 同左
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	67,000 円 ⇒ 66,000 円
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	130,000 円 ⇒ 125,000 円
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	210,000 円 ⇒ 200,000 円
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	280,000 円 ⇒ 270,000 円
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	350,000 円 ⇒ 同左
10.0ha 以上	490,000 円 ⇒ 485,000 円	

	(3) (1) 及び (2) 以外の場合にあつては、開発区域の面積に応じ次の額	
	0.1ha 未満	90,000 円 ⇒ 86,000 円
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	130,000 円 ⇒ 同左
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	200,000 円 ⇒ 190,000 円
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	270,000 円 ⇒ 同左
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	400,000 円 ⇒ 同左
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	530,000 円 ⇒ 515,000 円
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	680,000 円 ⇒ 675,000 円
	10.0ha 以上	910,000 円 ⇒ 同左
法第 35 条の 2 の規定に基づく開発行為の変更許可 (開発行為変更許可申請手数料)	変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合計した額。ただし、その額が 910,000 円を超えるときは、その手数料の額は 910,000 円とする。	
	ア開発行為に関する設計の変更（イのみにのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ開発行為許可申請手数料に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額	
	イ新たな土地の開発区域への編入に係る法第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ開発許可申請手数料に規定する額	
	ウその他の変更については次の額	10,000 円 ⇒ 同左
法第 41 条第 2 項ただし書（同法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可 (市街化調整区域内等における建築物の特例許可手数料)	47,000 円 ⇒ 46,000 円	
法第 42 条第 1 項ただし書の規定に基づく建築等の許可 (予定建築物等以外の建築等許可申請手数料)	27,000 円 ⇒ 26,000 円	
法第 43 条の規定に基づく建築等の許可 (開発許可を受けない市街化調整区域内の土地)	敷地の面積に応じ次の額	
	0.1ha 未満	10,000 円 ⇒ 6,900 円
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	18,000 円 ⇒ 同左

における建築等許可申請手数料)	0.3ha 以上 0.6ha 未満	40,000 円 ⇒ 同左
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	70,000 円 ⇒ 同左
	1.0ha 以上	99,000 円 ⇒ 同左
法第 45 条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が 1ha 未満のものである場合	1,800 円 ⇒ 1,700 円
	(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が 1ha 以上のものである場合	2,800 円 ⇒ 同左
	(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が (1) 及び (2) 以外のものである場合	18,000 円 ⇒ 17,000 円
法第 47 条第 5 項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料		用紙一枚につき 500 円 ⇒ 同左
証明手数料 (都市計画法施行規則第 60 条による「開発行為 (建築等) に関する証明」)		400 円 ⇒ 同左

優良宅地認定手数料（令和6年4月1日申請受付から）

区分	手数料の額	
租税特別措置法 第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請		R6年4月1日以降は右の額
	0.1ha未満	90,000円 ⇒ 86,000円
	0.1ha以上0.3ha未満	130,000円 ⇒ 同左
	0.3ha以上0.6ha未満	200,000円 ⇒ 190,000円
	0.6ha以上1.0ha未満	270,000円 ⇒ 260,000円
	1.0ha以上3.0ha未満	400,000円 ⇒ 390,000円
	3.0ha以上6.0ha未満	530,000円 ⇒ 510,000円
	6.0ha以上10.0ha未満	680,000円 ⇒ 660,000円
	10.0ha以上	910,000円 ⇒ 870,000円